民生常任委員会録

1 開 催 期 日　　令和8年3月4日（水）　午前10時00分から午前11時37分

2 開 催 場 所　　市役所5階　委員会室

3 出 席 委 員　　阿部勝義副委員長、川崎彰治委員、人見哲哉委員、藤田豊委員、鶴谷聡美委員、
稲田保子委員

4 欠 席 委 員　　滝久美子委員長

5 委員外委員　　島崎圭介議長

6 傍 聴 議 員　　坂本覚副議長、桜井芳信議員、佐々木百合香議員、児玉正輝議員、小玉淳子議員、
大迫彰議員、山本博己議員、永井桃議員、佐藤敏男議員、小田島雅博議員、青木崇議員、
中川昌憲議員

7 説 明 員　　【財務部】
亀山貴宏財政課長
【市民環境部】
杉山正一市民環境部長、高橋陽子市民生活課長、米村恒環境衛生課長、
加藤丈博廃棄物対策課長、立野桃子市民生活・交通安全・市民参加担当主査、
高山泰徳市民生活・交通安全・市民参加担当主査、齋藤洋平環境衛生担当主査、
三好哲洋管理担当主査
【保健福祉部】
奥山衛保健福祉部長、林睦晃福祉課長、河合一高齢者支援課長、桜庭基人健康推進課長、
三澤聖子保険年金課長
【子育て支援部】
及川浩司子育て支援部長、冨田英禎子ども家庭課長

8 事 務 局　　山田真耶議会事務局次長、福嶋大議会担当主査

9 傍 聴 者　　1名

10 案　　件

(1) 議案第5号　北広島市犯罪被害者等支援条例の制定について　（市民生活課）

(2) 議案第13号　北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
（廃棄物対策課）

(3) 議案第34号　資源リサイクルセンター火災復旧工事の請負契約について　（廃棄物対策課）

(4) 議案第12号　北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市乳児

等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について　（子ども家庭課）

(5) 議案第 33 号　北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について　（子ども家庭課）

(6) 議案第 11 号　北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例について　（福祉課）

(7) 議案第 32 号　北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について　（保険年金課）

(8) 議案第 22 号　令和 7 年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 4 号)　（保険年金課）

(9) 議案第 21 号　令和 7 年度北広島市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)　（高齢者支援課）

(10) 議案第 20 号　令和 7 年度北広島市一般会計補正予算(第 10 号)のうち、歳出の民生費及びそれに係る歳入。繰越明許費の追加。（財政課、福祉課、高齢者支援課、保険年金課、子ども家庭課）

11 報告案件

【保健福祉部】

1 平成 25 年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について　（福祉課）

2 国民健康保険税の軽減措置の拡大について　（保険年金課）

3 国民健康保険税の課税限度額改定について(子ども・子育て支援金分)　（保険年金課）

4 新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について　（健康推進課）

【市民環境部】

5 住民集会所貸付規則の改正について　（市民生活課）

6 第 3 次きたひろしま男女共同参画プランの改定について　（市民生活課）

7 粗大ごみ収集受付のオンライン化に伴う受付方法の変更について　（廃棄物対策課）

8 資源循環促進に向けた連携協定の締結について　（廃棄物対策課）

9 ヒグマ対応方針及びヒグマゾーニング計画について　（環境衛生課）

10 スズメバチ駆除負担金の見直しについて　（環境衛生課）

議事の経過

阿部副委員長

ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

本日の予定を申し上げます。

本日の案件は、議案10件、報告10件でございます。

なお、審査の順番は、次第に記載のとおりといたします。

まず初めに、**議案第5号　北広島市犯罪被害者等支援条例の制定について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山市民環境部長。

杉山市民環境部長

（理事者側説明）

阿部副委員長

高橋市民生活課長。

高橋市民生活課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

確認で2点、お聞きします。遺族見舞金ですが、例として配偶者がいないもしくは、お子さんがいない方がもしこのようなケースになった場合、この遺族見舞金の対象になるのかが1点。

それから今、最後に言った警察との連携協定ですけれども、これはいわゆる市と警察で交互に情報交換すると思うのですが、主に市民が何かに巻き込まれたときには市側から警察に、いろいろな意味でアプローチするというか情報共有をするのか。その辺の関わり方は、どのようなことを想定しているのかお答えください。

阿部副委員長

高橋課長。

高橋市民生活課長

まず1点目、遺族見舞金の遺族の関係です。第1順位の遺族は、犯罪被害者の配偶者または事実婚、またはパートナー関係の方となります。その該当がいなければ、子ども、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順に支給を受けるべき遺族となります。ですので、配偶者がいなければ子どもにいくことになり、配偶者も子どももいなければ父母となります。

次に、連携協定の情報共有の手順ですが、申請書の中に本人が「警察に照会することを同意します」とチェックを付ける項目があり、それが確認できれば市から書面で警察に情報照会を行う。それに従って、警察からその情報を教えていただく流れと考えております。

阿部副委員長

ほかにございますか。

人見委員。

人見委員

今の質問にもありましたが、あくまでも申請が必要なのですか。例えば、警察から情報が流れてきて、本人に対してこういうものがあることを告知してから申請という流れなのか、その辺りがまず1点。

もう1点は、こういう非常に重要な条例だと思うのですが、支給するスピード感というかタイミング、その辺りについてどうなのかお尋ねします。

阿部副委員長

高橋課長。

高橋市民生活課長

見舞金、助成金の給付については、まず被害者や遺族から市に申請をしていただき、被害届の受理が警察で確認できた後、要件に合致すれば支給という大まかな流れとなります。被害者や遺族がこの制度をどのようにして把握するかについては、今後警察と締結する連携協定に基づいて警察から被害者や遺族に北広島市でこういう制度があることを個別に案内していただき、それを受けて被害者や遺族が市に申請をする流れになると思います。

申請から支給までのスピード感ですが、見舞金については申請書を受理した後、警察署に市から申請内容の照会を行いますので、市への申請から支給までは通常1か月程度を要するものと考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

稲田委員。

稲田委員

転居費用助成について伺います。上限20万円の「転居に要した費用を助成」とありますが、これはほかの市町村に転居した場合でもいいのか。また、家賃助成は「転居先が市内の場合に限る」とありますけれども、そうした理由をお聞かせください。

阿部副委員長

高橋課長。

高橋市民生活課長

転居費用については、基本的に引越しに係る敷金や礼金、手数料等の転居費用を20万円まで助成するものとしており、こちらに関しては転居先が市外であっても助成することとしております。

また、家賃助成を北広島市内に限定した理由については、本条例は元々北広島市民を対象としておりますので、転居後も北広島に在住する方に対して家賃を助成することと整理したものです。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第5号　北広島市犯罪被害者等支援条例の制定について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第13号　北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について**　を議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

杉山部長。

杉山市民環境部長

（理事者側説明）

阿部副委員長

加藤廃棄物対策課長。

加藤廃棄物対策課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第13号　北広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第34号　資源リサイクルセンター火災復旧工事の請負契約について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山部長。

杉山市民環境部長

（理事者側説明）

阿部副委員長

加藤課長。

加藤廃棄物対策課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

1点、お聞きします。工事概要で炎探知機、散水装置の増設等の火災対策強化工事をあわせて行うと書いてあります。今までとどう違うのか、今後の対策でどのように生かそうとしているのかを詳しく説明してください。

阿部副委員長

加藤課長。

加藤廃棄物対策課長

この工事は、既存の温度感知器3台、炎感知器1台、煙探知機2台、散水栓7栓が火災で壊れておりますので復旧工事を行い、炎探知機5台、散水栓を3栓追加するものです。これにより、火が出たとしても全体が燃えるようなことはなく、一部の損傷だけで済むと考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第34号　資源リサイクルセンター火災復旧工事の請負契約について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時18分　休憩

午前10時19分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第12号　北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川子育て支援部長。

及川子育て支援部長

（理事者側説明）

阿部副委員長

冨田子ども家庭課長。

冨田子ども家庭課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

1点、確認の意味でお聞きします。このような対象事例があった場合、学校等からは市に情報がすぐ入ってくると思いますけれども、民間施設から情報が入ってきた場合、市として一義的に何らかの手を打つのか道にすぐつなげるのか、その辺りの手順を説明願います。

阿部副委員長

冨田課長。

冨田子ども家庭課長

今回の法律の趣旨としては、現在働いている方、またこれから雇入れようとする方に性犯罪歴があるかどうかの確認をまず行っていただくことが1番大きいところになります。施設が、国のシステムに対して照会をかけて性犯罪歴があるかどうかの確認を行った後、あると判明した場合には子どもに直接接する業務に就かせないなどの措置を講ずることになっております。

また、この法律の施行後に犯罪等が起こった場合については、法の規定に基づき厳正に対処されるものと考えており、例えば保育士資格の取消しというような事態になると想定しております。

阿部副委員長

藤田委員。

藤田委員

最終的な本人に関しての身分等々は、市が関与するのか道が決定権を持っているのかを確認します。

阿部副委員長

冨田課長。

冨田子ども家庭課長

まず、雇入れを行う事業者が本人に対して、どういう措置をするのかになります。これから雇入れようとする者に対しては、誓約書等でこういう事実があった場合には内定を取消しますという旨の一筆を書いていただく。そ

の上で照会し、事実があった場合には内定を取り消すという措置ができることになります。

また、現在雇入れている者に関しては、これをもって解雇することはできないと国から連絡がきておりますので、最終的には裁判等で解決を図ことになると想定しております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

対象事業者が求められる措置の安全確保措置では、被害の早期把握のための面談等となっておりますが、お子さんが小さければ小さいほど何が被害なのか分からない事例もあると思います。その辺りは、どういう形で面談といっても見つけていくのか抽象的なのが1点。

次に、事実確認ですが、性犯罪の前科者の有無の確認はどういう形でおこなうのか。この辺りもどこまで調べればいいかが難しいと思いますのでお尋ねします。

阿部副委員長

冨田課長。

冨田子ども家庭課長

まず、被害の早期把握のための面談等については、子どもの保護者から連絡がいくことが十分想定されますので、十分に聞き取って確認することが第一次的なところと考えております。

犯罪事実確認についてですが、まず事業者から、こども家庭庁に対して犯罪事実確認を申請することになります。戸籍情報については、従事者本人がこども家庭庁に提出する流れになっており、こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会し、法務省からこども家庭庁に回答いただく。犯歴なしの場合には、こども家庭庁から事業者に犯歴事実がないという確認書を交付する流れになります。犯歴があった場合には、こども家庭庁から従事者本人に回答内容を通知した上で、本人がそういう事実がないということであれば訂正の請求ができることとなっております。また、あった場合には、訂正請求期間中に従事者本人が内定を辞退すれば、犯歴事実の確認書は交付されないことになります。また、訂正請求せずに時間が経過すると、こども家庭庁から事業者に犯罪事実の確認書を交付する流れになっております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第12号　北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第33号　北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
及川部長。

及川子育て支援部長
（理事者側説明）

阿部副委員長
冨田課長。

冨田子ども家庭課長
（理事者側説明）

阿部副委員長
質疑を行います。
（「質疑なし」と呼ぶものあり）
質疑なしと認めます。
討論を行います。
（「討論なし」と呼ぶものあり）
討論なしと認めます。
議案第33号　北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩いたします。

午前10時30分　休憩
午前10時31分　再開

阿部副委員長
休憩を解き、再開いたします。
次に、**議案第11号　北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例について**　を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

奥山保健福祉部長。

奥山保健福祉部長

（理事者側説明）

阿部副委員長

林福祉課長。

林福祉課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

人見委員。

人見委員

健康づくり部会、8名を新設するということですけれども、部会の構成というか、先ほど学識経験者と出てきましたが、公募なども含めて具体的にどういう構成になるのか教えてください。

阿部副委員長

桜庭健康推進課長。

桜庭健康推進課長

学識経験者のほか、保健医療関係者、また食育に関する関係者の方、運動に関する関係者の方などを考えております。そのほか、一般公募も含めた8名の体制としたいと考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

人見委員。

人見委員

ちなみに、一般公募はどのぐらいの人数を想定しているのでしょうか。

阿部副委員長

桜庭課長。

桜庭健康推進課長

一般公募については、その他の部会と同様に1名と考えております。

阿部副委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第11号　北広島市保健福祉計画検討委員会設置条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時36分　休憩

午前10時36分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第32号　北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

奥山部長。

奥山保健福祉部長

（理事者側説明）

阿部副委員長

三澤保険年金課長。

三澤保険年金課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

人見委員。

人見委員

1点質問します。最後のほうで説明がありましたけれども、新しくできました子ども子育て支援金分1,000円とありますが、均等割1,000円が18歳未満には免除という形になりますので、それを18歳以上で割り、プラス100円となっています。今の人口構成から考えて、100円で収まるのかが分からなかったので確認のために質問します。

阿部副委員長

三澤課長。

三澤保険年金課長

18歳以上の均等割100円については、18歳未満の被保険者約470名分をほかの被保険者約8,200人で負担するものです。北海道が試算し、標準保険料率として示されたものですのでまかなえるものと捉えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第32号　北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、**議案第22号　令和7年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

亀山財政課長。

亀山財政課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第22号　令和7年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時45分　休憩

午前10時46分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第21号　令和7年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第4号）**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

亀山課長。

亀山財政課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

鶴谷委員。

鶴谷委員

1点質問します。介護予防・生活支援サービス事業費、詳細の説明資料に生活支援事業で配食サービス利用者の増に伴う不足分として138万5,000円計上されています。現在、どの程度の利用者が増えていての補正なのかの人数。1食当たりの利用者負担については変更がないと認識していますけれども、実際に発生している1食当たりの経費、食材費などを分かる範囲で説明願います。

阿部副委員長

河合高齢者支援課長。

河合高齢者支援課長

このたびの補正予算の背景にある配食者数の増と単価の推移ですが、高齢化率の進展に伴い年々上昇している状況です。その中でも、配食サービスを利用されている方の大体8割以上が75歳以上の高齢者ですが、その高齢者の方の割合が年々1%程度上がっていることに伴って配食数も上がっている状況です。

食数については、令和6年度の実績が4万4,377食であり、現在、令和8年1月末の実績では延べ4万2,294食となっております。まだ2か月残っていますけれども、恐らく去年実績よりもかなり食数が増加することを考えているところです。

単価については、近年の物価高騰の影響もあり各委託事業者の単価も伸びている状況ですが、利用者負担については1食400円で据え置いておりますので、今年度も継続していこうと考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第21号　令和7年度北広島市介護保険特別会計補正予算（第4号）　を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決するものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分　休憩

午前10時51分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、**議案第 20 号　令和 7 年度北広島市一般会計補正予算(第 10 号)のうち、歳出の民生費及びそれに係る歳入。繰越明許費の追加。**　を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

亀山課長。

亀山財政課長

（理事者側説明）

阿部副委員長

質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

1点、お聞きします。高齢者福祉費の介護施設を新設する事業者に対する補助金861万円、どこの施設で新設するのはいつなのか中身を説明してください。

阿部副委員長

河合課長。

河合高齢者支援課長

このたび、補正させていただきます対象の施設は、東京都に本部がある社会福祉法人であり、現在市内の新富町で整備中の軽費老人ホームになります。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

討論を行います。

（「討論なし」と呼ぶものあり）

討論なしと認めます。

議案第20号　令和7年度北広島市一般会計補正予算(第10号)のうち、歳出の民生費及びそれに係る歳入。繰越明許費の追加。　の採決をいたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案は、総意をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分　休憩

午前10時56分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、保健福祉部から4件、市民環境部から6件の報告があります。

まず初めに、福祉課から　**平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応について**　報告を受けます。

林課長。

林福祉課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

確認の意味で、2点お聞きします。最高裁の判決が出て、10万円を恐らく支給することになるのだと思います。これが1回きりなのかということ。また、今の物価高騰からいくと、今後、いわゆる生活扶助費の基準が上がるのかどうかの見通しがどうなっているのか説明願います。

阿部副委員長

林課長。

林福祉課長

今回の追加給付は、平成25年の改定についての再計算ということですので、1回の支給で一括してその分を給付する形で考えております。

また、これは今後分かりませんけれども、新たな訴訟が提起された場合については、その訴えの対象、趣旨等への国の対応について注視していきたいと考えております。

次に、今後の基準改定については、今回、審議会の中でいろいろ検討されておりますけれども、今後については、改めて消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案する水準均衡方式での改定になるものと考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

まず、現在は生活保護受給者ではない廃止された方の場合は、今回の約10万円の支給に関して申請に基づき支給ということですが、申請をする場合に市からあなたはこういう対象であるというアプローチ、通知などがあるのかが1点。

もう1点、亡くなった方というか、例えば生活保護をご夫婦で受けている途中で1人が亡くなった場合、今は単身者としての支給だと思うのですが、その場合の支給は亡くなった方も含めて行われるのか、1人分になるのかについてお尋ねします。

阿部副委員長

林課長。

林福祉課長

まず、廃止済み対象者へのご案内ですが、廃止済みの世帯については、現在国から通知されている対応方針として、国による各種媒体を活用した全国一斉の周知、こちらはチラシの作成、特設ホームページの開設、相談センターという窓口の設置が予定されているところです。追加給付を受け取ることができる対象者の方に手続などの必要な情報が届くよう、本市としても幅広い周知方法について今後、検討実施したいと考えております。

続いて、亡くなった方への対応については、この追加給付の対象にならないと国から示されておりますが、具体的には生活保護受給中の方については、追加給付の時点で亡くなっている場合は対象から外れるものとなっております。廃止の方については、申出があった時点で亡くなっている方は対象とならない取扱いになっております。複数の世帯員がいる中で亡くなった方が1人いるケースについては、亡くなった方の分を除いた金額で算定したものを当時の世帯主の方向けに給付する取扱いになっているところです。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時05分　休憩

午前11時06分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、保険年金課から　**国民健康保険税の軽減措置の拡大及び国民健康保険税の課税限度額改定について（子ども・子育て支援金分）**　報告を受けます。

三澤課長。

三澤保険年金課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時08分　休憩

午前11時09分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、健康推進課から　**新型インフルエンザ等対策行動計画の改正について**　報告を受けます。

桜庭課長。

桜庭健康推進課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。

鶴谷委員。

鶴谷委員

報告資料に載っていることで1点確認します。資料の中段下「対策項目の充実」という枠の中で改正後の⑥に「物資」というカテゴリがあります。この物資の備えというのは、具体的にどのような物資を備えることになるのか伺います。

阿部副委員長

桜庭課長。

桜庭健康推進課長

物資の備えに関するご質問ですが、新型コロナの対応の中で現状、例えば感染防護物品、フェイスシールド、防護服といった類いの物や手袋など、余っている物や余剰が出た分については、健康推進課、保健センターに備えております。

また、災害等に持ち出す災害バックなどにも感染防護物品を備えているところです。

阿部副委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時12分　休憩

午前11時13分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、市民生活課から　**住民集会所貸付規則の改正について**　報告を受けます。

高橋課長。

高橋市民生活課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

1点、確認の意味でお聞きします。今後、町内会館の廃止申出が増えてくる可能性もあると思っていますが、市民生活課として、町内会の維持が難しいというのは1番どこにあるのかを分析しているのか。

また、こういう申出があった以上は、そのとおり市として受入れるしかないのか、その辺りの基本的な考え方をお聞きします。

阿部副委員長

高橋課長。

高橋市民生活課長

今回の4施設についても、返還となった理由は様々あるものと認識しており、一律にこういう傾向があるということはなかなか難しいと考えております。例えば、今回の北の台会館は、共栄町内会に合併したことが理由となっておりますし、第3住区などでは維持管理費が負担になっているという理由が挙げられており、様々あると捉えています。

今後、相談があれば経過も含めて寄り添った対応をしたいと思いますが、担当課の考え方としては、先ほど申し上げたとおり、住民自治の拠点として大変大切な場所であると考えておりますので、本当にそれが返還しなければならないのかということも含めて相談には丁寧に応じたいと考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。
（「質疑なし」と呼ぶものあり）
以上で、質疑を終了いたします。

次に、**第3次きたひろしま男女共同参画プランの改定について**　報告を受けます。
高橋課長。

高橋市民生活課長
（理事者側報告）

阿部副委員長
質疑を行います。
人見委員。

人見委員
概要版の中にもありますが、男女共同参画情報紙「えみんぐ」があります。「えみんぐ」の認知度が令和6年度で26.6%と低い水準ですけれども、発行部数と配布方法についてお尋ねします。

阿部副委員長
高橋課長。

高橋市民生活課長
発行部数については、2,000部となっています。配布方法については、町内会回覧のほかに市内の公共施設に設置して配布しており、そういった配布を行っていることを広報紙、市ホームページで周知しております。

阿部副委員長
よろしいですか。
ほかにございませんか。
（「質疑なし」と呼ぶものあり）
以上で、質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午前11時22分　休憩
午前11時23分　再開

阿部副委員長
休憩を解き、再開いたします。
次に、廃棄物対策課から　**粗大ごみ収集受付のオンライン化に伴う受付方法の変更について**　報告を受けます。
加藤課長。

加藤廃棄物対策課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

1点、お聞きします。今までの電話、ＦＡＸ対応で年間どれくらいの利用があったのか。市として、このオンライン化することで、どの程度そういう人たちに利用してもらえると思っているのか見通しがあれば説明願います。

阿部副委員長

加藤課長。

加藤廃棄物対策課長

年間の受付数は、令和6年度が6,500件となっており、令和7年度1月現在で5,300件ほどとなっております。これらをオンラインにすることで、大体半分がオンラインでの受付になると想定しております。

阿部副委員長

藤田委員。

藤田委員

もう1点、石狩管内の他市町村でオンラインを既に導入している自治体があるのか、あるならどこなのか説明願います。

阿部副委員長

加藤課長。

加藤廃棄物対策課長

大きいところでは、札幌市が既にオンライン化を実施しており、当市のオンラインの部分についても札幌市に似た形での構成を考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

人見委員。

人見委員

オンライン決済が導入されるということですが、事前決済になると考えていいのか確認します。

阿部副委員長

加藤課長。

加藤廃棄物対策課長

事前決済になる予定ですが、その場ですぐ決済されるのではなく何日か後にクレジット会社から決済される形になると思います。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

次に、**資源循環促進に向けた連携協定の締結について**　報告を受けます。

加藤課長。

加藤廃棄物対策課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時27分　休憩

午前11時28分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、環境衛生課から　**ヒグマ対応方針及びヒグマゾーニング計画について**　報告を受けます。

米村環境衛生課長。

米村環境衛生課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終了いたします。

次に、**スズメバチ駆除負担金の見直しについて**　報告を受けます。

米村課長。

米村環境衛生課長

（理事者側報告）

阿部副委員長

質疑を行います。

人見委員。

人見委員

費用負担ですが、今年度は市民負担6,000円ということですけれども、2分の1にしたいということは、1万2,500円です。来年度以降、一気に1万2,500円と考えているのでしょうか。

阿部副委員長

米村課長。

米村環境衛生課長

今後の金額についてですが、来年度はまず6,000円として、それ以降については、その年のスズメバチ駆除件数の推移を見ながら検討したいと考えております。

阿部副委員長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田委員

状況として押さえていれば、お聞きしたい。江別市、石狩市、札幌市では補助をしていないのですが、これは件数が少ないからなのか、個人財産の話だから自分で処理してくださいなのか。その辺りを何かつかんでいればお答えください。

阿部副委員長

米村課長。

米村環境衛生課長

その制度を設けていない自治体について、設けていない理由をこちらでは把握しておりません。先ほどのお話にありました、個人の敷地の問題ということもあるのかとは思います。

阿部副委員長

よろしいですか。

川崎委員。

川崎委員

去年、我が町内会の会館にスズメバチの巣ができました。その時に業者から聞いたところによると、期限があるのですか。何月末日とか、いつまでの申請でなければ駄目だと。そういうことで、町内会がこの2万4,000円全額を負担せざるを得なかったけれども、それは予算の関係なのか。例えば、8月いっぱいだとか決めているのか、その辺りについて説明していただきたい。今も、暑さが増して9月、10月でも逆に増えてきていることが報道されているわけですから、もし期限があるとすれば10月、11月ぐらいまでできないのかも含めて説明してください。

阿部副委員長

米村課長。

米村環境衛生課長

期限のお話ですが、委託期間としては12月までとなっており、実態として12月にスズメバチの駆除は今年度なかったところです。申し添えますと、あくまでも個人を対象とした補助になりますので、自治会が管理されている集会所における撤去は、補助の要件に該当しないことになると思います。

阿部副委員長

川崎委員。

川崎委員

もう1回、確認します。そうすると、町内会館については町内会で駆除することになるのか。

阿部副委員長

米村課長。

米村環境衛生課長

基本的には管理される方、会社の敷地内でスズメバチがあった場合にも会社の実費負担になるのと同じになります。

阿部副委員長

よろしいですか。

川崎委員。

川崎委員

町内会館は、検討してほしい。持ち主は、市の建物です。特にうちの町内会は、町内会館の裏側に林を持っているので頻繁にあり、この補助が出る以前は、我々の仲間が天井裏に潜るなどしていました。補助が出るようになってからは、年も取ってきたし危険なことはやめようと申し込みしたらそういうことでしたので、せめて町内会館ぐらいは市の建物扱いの補助を検討していただきたいと要望しておきます。

阿部副委員長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶものあり）

以上で、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午前11時36分　再開

阿部副委員長

休憩を解き、再開いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。これにて本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 37 分　終了

副委員長